

県立新庄病院の地域救命救急センターの指定について（報告）

県立新庄病院では改築による新病院の開院（開院日：令和5年10月1日）を予定。この新病院に設置する地域救命救急センターの指定について、病院事業局から県知事へ令和5年8月7日付で申請があり、要件を満たすことから下記のとおり指定する。

なお、指定に伴い、全ての二次保健医療圏に（地域）救命救急センターが整備されることとなる。

記

1 施設の名称	県立新庄病院地域救命救急センター
2 所在地	新庄市金沢 720 番地の 1
3 設置年月日	令和 5 年 10 月 1 日
4 病床数	病院全体 325 床、うち地域救命救急センター 10 床

《地域救命救急センターの主な要件（厚生労働省「救急医療対策事業実施要綱」）》

○運営方針（抜粋）

- ・原則、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れること。
- ・初期及び第二次救急医療施設の後方病院であり、原則これら医療施設及び救急搬送機関からの救急患者を 24 時間体制で受け入れること。

○整備基準（抜粋）

- ・病床数 10 床以上。
※救命救急センター（要件：病床数 20 床以上）へのアクセスに時間を要する地域（概ね 60 分以上）に地域救命救急センター（要件：病床数 10 床～20 床）を整備することができる。
- ・専任の医師、看護師の配置。
- ・必要に応じ、ヘリポートを整備。